

戦後初期岐阜県菅田町公民館における事業実践

益川 浩一

1 問題意識—本研究の課題と方法—

わが国の戦後社会教育改革期の教育史的研究は、着実な歩みを示している。とくに、近年では、名古屋大学教育学部社会教育研究室によって、占領期社会教育に関する研究が、本格的に着手され、今日まで着実な歩みを続けていることが、とりわけ注目されよう¹⁾。その他にも、例えば、碓井正久編『社会教育 戦後日本の教育改革10』（東京大学出版会、1971年）、『日本近代教育百年史』（国立教育研究所、1974年）などを、注目すべき通史的研究としてあげることができる。

こうした研究成果は、戦後社会教育改革の理念、歴史的意義の質的検討を行ったものであり、その成果は、いわゆる戦間期社会教育史をも視野にいれた「現代社会教育史研究」²⁾の進展に大きく寄与するところである。

ところが、これらの諸研究においては、地域に深く分け入った実態分析、すなわち、中央とは相対的に独自の、地域ならではの動態に注目する視点が、やや希薄であった。「本来、教育はきわめて人間的な、しかも日常的な営みである。それは単なる観念でもなければ、一片の通牒でもない。中央行政の動きは、むろん無視できないが、地域には地域の独自主張があり、工夫があり、とりくみがあることを忘れてはならない」であろう³⁾。

また、上記の諸研究は、戦後社会教育改革の理念・政策・制度にかかわるものを主として対象としており、どのような内容をどのように学んだのか、といったソフトの側面、すなわち戦後教育改革期の社会教育の内容・方法に関しては、十分に解明されているとはいいがたい。かつて、勝田守一は、教育史研究の任務について次のように述べた⁴⁾。

「(教育史研究は、)人間存在の歴史的諸条件(経済的・政治的・理念的・文化的な)に規定されつつ、教育の諸価値がどのように形成されたかを研究することを通じて、教育概念を歴史的に究明する研究である。したがって、教育の歴史的研究は、仮設的な教育概念に導かれながら、それ自身が教育概念を認識する過程である。この循環を含め歴史的な研究は、けっして教育史を構成しない。」

また、社会教育学研究者である島田修一らは、この勝田の規定に依拠しつつ、これまでの社会教育史研究における問題点を次のように述べていた⁵⁾。

「これまでの社会教育史研究においては、社会教育の法や制度、公民館事業にかかわる諸事実をとりあげながらも、それらが、全体としてどのような教育的価値の実現過程であったのかを究明しようとしていない傾向が強い、ということである。『教育』がじっさいに教育としての意味をもちうるかどうかは、学習の指導としての教育実践がどのようになされ、それがどんな人格発達をもたらしたのか、によってのみ判断しうることである。だから、この意味での教育的価値の形成過程の究明として、社会教育史研究を行うのでなければ、社会教育にかかわる歴史的な諸事実を記述していても、それは、教育史研究としての意味を充分にはもたないといわなければならない。」

このような諸論に照らし合わせて考えてみると、「教育作用や教育実践の実像は教育理念や政策だけが決定するものではなく、「それらを基盤としながらも、教育内容・方法として具体化され、教育的な営みの結果として実像は形成される」⁶⁾といえるだろう。

本研究は、上記の問題意識に基づいて、戦後初期岐阜県武儀郡菅田町における公民館を事例として、その事業内容を実証的に明らかにし、そのことをとおして、戦後社会教育改革期における具体的な地

域における社会教育内容・方法の実像の解明に接近しようと試みるものである。

2. 戦後初期菅田町公民館の組織と運営

岐阜県武儀郡菅田町公民館は、1949年10月1日に菅田町議会において「菅田町公民館条例」が議決されたことにより、いわゆる「条文組織」となった⁷⁾。条例第一条には、その役割が、次のように記されている⁸⁾。

「本町町民のために実際生活に即する教育、学術、産業、経済、および文化に関する各種の事業を行い、もって町民の生活の安定、教養の向上、健康の保持、情操の純化を図り、生活文化振興、社会福祉を増進する目的で公民館を設け、菅田町公民館と称する。」

また、菅田町公民館の組織・運営体制は、下図のようになっていた⁹⁾。

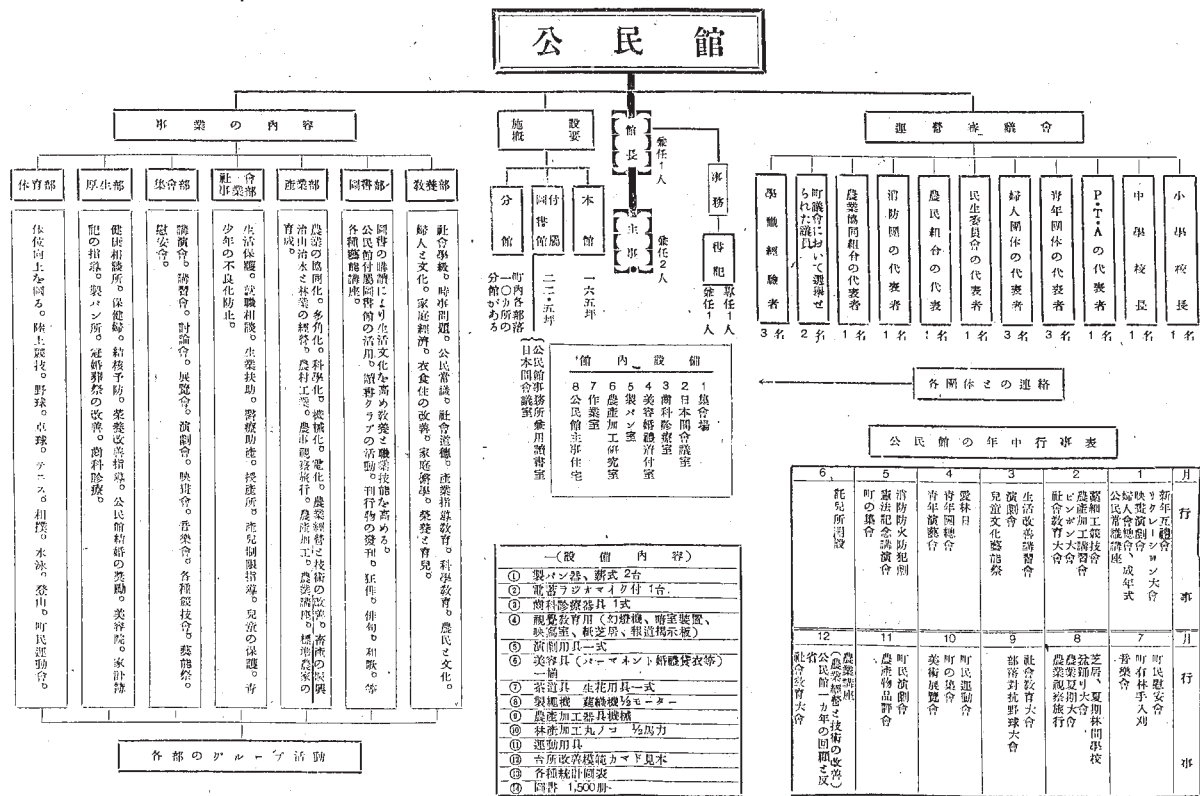


図1 菅田町公民館の組織・運営体制

出典：岐阜県教育委員会社会教育課『公民館運営の参考』(昭和25年6月の稿)

3. 菅田町公民館の事業内容

(1) 菅田町読書クラブの設置

菅田町は、「郷土文化の向上も民主国家建設もその第一歩は各個人の教養の向上にある」という認識のもと、「教養をたかめる最も手近な方法としての読書を、お互いにはげまし合い、親しく話し合いしてやっとう」と試みた。「昭和二十三年夏頃から有志二、三の者」が、賛同者を募ったところ、「男女十余名の同志が」集まった。そこで、「昭和二十三年十一月三日の文化の日」に、公民館に集まり、読書クラブの結成式を行い、さらに、その場で「規約、事業、役員等を決定」して、「菅田町読書クラブ」を正式に発足させた。「菅田町読書クラブ」の会員数は、1950年1月現在で、51名となっていたが、その主な事業には、以下のようなものがあった。

- 1, 回覧図書 主として雑誌の回覧
- 2, 交換読書 会員同士の蔵書を取りまとめ、蔵書一覧表を作成、これによって好きな本を借りて或いは交換してよむことができる。
- 3, 懇話会 時々会員が集まって政治、経済、産業、文芸等々あらゆるものから話題を探して話し合いをしたり、また読書感想、書評などを発表し合う。
- 4, 機関誌の発行 「溪流」を発行。第二号より公民館図書部に合流。
- 5, 文芸講座の開設 現在しらさぎ社主宰高橋愛尚氏の指導による俳句会を継続中、短歌研究会および狂歌会を設ける予定。

「1, 回覧読書」のための雑誌としては、『改造』、『文芸春秋』、『リーダーズダイジェスト』、『新潮』、『婦人公論』、『女性改造』、『農業世界』、『農業朝日』、『レポート』、『オール読書』、『政界ジープ』、『真相』、『農業日本』、『群像』などがあつた。

「菅田町読書クラブ」における「計画中の事業」としては、読書指導、創作研究会、優良図書紹介、短歌研究会、狂歌会、演劇研究会、音楽観賞会、映画鑑賞批評会などがあげられていた。

公民館では、こうしたクラブの活動を援助するために、公民館運営審議会と公民館図書部（長）が中心となり、1949年9月15日に、「公民館附属図書館」の閲覧規則を定め、クラブ活動推進のための基盤を充実させた¹⁰⁾。

図書館の閲覧規則

◇館内の閲覧規則◇

- 一、館内で閲覧しようとするときは自由に書棚を縦覧して希望図書を選び、係員に申し出て借り受け、読んだ後は確実に返納しなければならない。
- 二、館内で閲覧した図書をそのまま無断で携行してはならない。
- 三、閲覧の時間は通常次のとおりとする。
自午前九時 至午後四時
- 四、夜間の閲覧については随時別にこれを定める。
- 五、閲覧者は、喧騒、放歌、音読等をつつしみ他人の読書に迷惑をかけぬよう注意しなければならない。

◇館外携行貸出し規則◇

本館から図書を館外に携行講読しようとするときは次の規則によらなければならない。

- 一、貸出伝票に所定の事項を書き入れ係員に提出すること。
- 二、整理の都合上で次のとおり貸出料金を徴収する。
貸出料金 貸出当日から返納当日まで当分図書一冊につき金一円とする。この貸出料金は館内の整備や新刊書購入の資金に充てる。
- 三、携行する図書は一人二冊以内とする。
- 四、携行禁止を表示した図書類（辞典、辞書、法規集、米国誌類等）は普通貸出をしないが特別の事由があればこの限りではない。
- 五、携行図書を他人に転貸することは堅く禁止する。
- 六、携行中紛失、毀損等のことがあった場合は、相当の補償をしなければならない。
- 七、携行図書を返納するときは所定の料金と共に係員に提出しなければならない。

昭和二十四年九月十五日

菅田町公民館運営審議会

菅田町公民館図書部長

また、図書館を利用する者の便宜をはかるため、菅田町公民館では、図書館の夜間開館も行っていた¹¹⁾。

夜間開館について

青年団文化部より夜間の図書館使用について申出があったので、次の規則により夜間の開館をする。

◇夜間開館規則◇

- 一、開館中は閲覧規則を遵守しなければならない。
- 二、開館中の当番は青年団文化部員二名宛交代に勤務すること。
- 三、当番者は所定の夜間貸出日誌に記帳すると共に、貸出料金の出納を確実に記帳すること。
- 四、特に注意しなければならない事項は次のとおり。
 - (一) 火気に注意すること。
 - (二) 閉館後の戸締まりをよくすること。
 - (三) 整頓をよくし図書が散逸しないようにすること。
- 五、責任者は常に読書指導に当たると共に閲覧諸規則を遵守するように努めなければならない。

昭和二十四年十一月十日

菅田町公民館長

(2) 家畜研究クラブ

「家畜によって農業経営の不況を助けると共に」、「菅田のような山間農村においては、米麦中心の食生活をどうしても家畜資源による牛乳、山羊乳、鶏肉、鶏卵等によって補い、子供の成長を助け、大人も健康を維持して早く老衰しないようにする必要」、また、「綿羊を飼ってホームスパンを作り動物質衣料の自給をはかる」必要があることから、「家庭経済と肥料の自給と栄養の向上のため」に「家畜を婦人自身の手によって研究し実行し、普及して」いくことを目的として、婦人会内に「家畜研究クラブ」が組織された。

「家畜研究クラブ」の組織は、以下のとおりであった¹²⁾。

家畜クラブは婦人会員中の家畜を飼育し、趣味をもつ希望者を以て組織する。クラブ員の飼育別に従って左の部門別の活動をする。

- 一、乳・肉牛部
- 一、養鶏部
- 一、綿羊および山羊部

研究事項としては、次のような点があげられていた¹³⁾。

- 1 品 種
- 2 飼育管理 畜舎構造, 手入, 日光, 運動, 諸用具
- 3 (一) 飼 料
 - イ, 維持飼料
 - ロ, 給与量
 - ハ, 生産飼料

ニ、生産飼料の量

(二) 飼料の調理法および配合の場合の注意点

(三) 飼料の与え方および食塩と石灰、水の量

- 4 仔の育て方
- 5 搾乳，採毛，採卵
- 6 経理記帳

(3) 生活改善

菅田町公民館においては、生活改善関係の事業として、主に、1) 公民館式結婚¹⁴⁾、2) 農家日誌¹⁵⁾、3) 台所改善¹⁶⁾ の3つに取り組んだ。

1) 「公民館式結婚」とは、「公民館とか、講堂とか図書館とかの公共的な建物に設備をして、町村長、公民館長、学校長等が司婚者となって」結婚式を挙げることを指している。「公民館式結婚」の普及・推進は、「菅田町結婚改善委員会」によってなされたが、その趣旨については、次のように述べられている。

「公民館設置以来結婚式の簡素化につとめて来ましたが、去る十二月二十七日新しく選ばれた結婚改善委員会を開催し新時代にそう結婚改善の具体的要項申し合わせしましたから今後とも町民各位はこの線にそって実行して下さいようお願い致します。」。

上記趣旨にそって、「結婚方法簡素化の必要」が次のように記される。

「誕生を人生の第一の出発とすれば、結婚式は第二の出発であります。むしろ独身時代は人生の準備期間であって、結婚後に本当の人生が始まると申してよいと思います。

それほど重大な式典のことですから厳粛にとり行って新家庭の第一歩を祝福しなければならないのですが、かえりみて今までのわが国の結婚様式があまりにも封建的であり、また不合理不経済な面を多く持って、他人にはいうにいわれない苦しみや悩みを与えてきました。晴れの式のためには親達は身分不相応なことをして多くの金と、むだな苦勞をついやし古いしきたりやつまらない見栄を飾って新夫婦の意志に反し、かれらを苦しめ、新しい家庭に経済上の禍根を残すようなこともあったのであります。

日本は新憲法により民主国家として生まれかわることになりました。民主主義というのは決して敗戦の代償として連合国から強いられた借衣装ではなく、人間性の尊重という土台をおいた、りっぱな成長した国民の当然身にまとうべき一番びったりとあった衣装であります。見栄や外聞を大切だと考えるような古い結婚式は今こそ改める絶好の機会なのであります。まして国家としては経済危機に直面し、個人としては生活窮迫の時にあたって、結婚式に要する多額の費用が、どれだけ一般家庭の重い負担になっているかを思う時この機会に長年のしきたりを打ち破り、むだな出費を節約して、簡素にして高雅優美にして厳粛な新しい結婚方式を打ち立てねばならぬと信じるのであります。」。

上記の必要性に応じて、「式場」、「披露宴」、「挙式次第」の「望ましい姿」が述べられるが、例えば、「挙式次第」の主な「申合事項」の内容は、以下のとおりであった。

- 一、開式の辞 進行係
- 二、司婚の辞 館長
- 三、契の盃（この時琴、尺八で新高砂合奏）
 - (イ) 女の媒酌人—新郎—新婦—男の媒酌人
 - (ロ) 親戚 知人 隣組

- 四、誓の詞
- 五、結婚届署名捺印
- 六、閉式の辞

その他、「申合事項」の主要部分を引用すれば、以下のとおりである。

- 一、結納金 標準金 壱千円（但し最高五千円まで）
- 一、調度品 行李一個とす（但し最高筆筒一さお、下駄箱、鏡台、針箱、夜具、仕立板）
- 一、披露宴 料理は折箱二つとし上は肴下は赤飯酒は一本膳部は使用せず、食台を使う。
- 一、招待された者は重五つ組などを使わず、祝儀二百円程度までとする。
- 一、記念品は出さない。但しお餅くらいは差し支えない。
- 一、健康診断書を結婚成立の時に交換する。
- 一、結婚相談所は、図書室事務室および公民館美容室とする。

公民館では、その他にも、「公民館式結婚」を進めるため、「結髪、化粧、着付等」を「専属でお世話」するとともに、「式服等」の貸与等も行っていた。

2) 農家日誌については、それを作成する意義、効果等について、次のように述べられている。

「新しい農村の建設には農業経営の合理化と科学化を図らなくてはならない。それには祖先伝来の農法と習慣ばかりに頼っていては目的は達せられない。米価の高きを欲する者、繭価の安きをかこつ者は多い、たが自己生産の米繭に幾何の経費を所要したか、随ってそれを幾何ほどに販売すれば足るかを自覚している者は少ない。また農業経営の科学化生活の合理化、農業所得税の適切な申告等のためには農業簿記を記帳して自家収支の状態を記録して土地や資本や労働がどういう働きをしたかを貨幣価値で計算して、それを他の経営や昨年の成績と比較研究して欠陥をつきとめ、これを合理的に改めていくのが簿記をつける目的である。正しい記入、最後の決算と誤りのない判断および、それを実践に移す力、その具体的成果が簿記の効果である。かくして簿記のたゆまぬ記帳の継続によって豊かな農業経営が築き上げられるのである。」

より具体的には、次に掲げる項目を農家日誌に記帳するよう指示されていた。

- 一、家族一覧表
- 二、経営地略図
- 三、財産台帳 1 土地 2 土地改良設備 3 建物 4 農具 5 動物 6 植物 7 現物 8 現金
9 預貯金 10 未収金 11 生命保険
- 四、作業日記 作業日記は日々の労働状況を明らかにし経営改善の資料として必要なもの
- 五、現金日記
- 六、収入 1 農業収入 2 加工収入 3 山林収入 4 兼業収入 5 家事収入 6 別途収入
- 七、支出 A 農業支出 1 土地改良建物 2 農具 3 種苗 4 蚕種 5 家畜 6 飼料 7 肥料
8 光熱 9 薬剤 10 加工原料 11 諸材料 12 租税公課 13 労賃 14 借賃
15 小作料 16 負債利子 17 雑支出
B 兼業支出 1 設備諸道具 2 租税公課
C 家計費 1 住居 2 飲食 3 被服 4 什器 5 光熱 6 教育 7 修養 8 交際
9 嗜好 10 娯楽 11 冠婚葬祭 12 衛生 13 諸掛 14 雑支出
D 別途支出 土地建物 大農具 その他財産の購入代金 預貯金預け入れ等

3) 台所改善については、公民館の指導によって、実際に台所改善を行った者が、次のように述べている。

「終戦後菅田へかえり、つくづく感じましたことは、家が広くそれが非常に非能率的に出来ているということです。祖父の代には製糸をやっていて人も沢山おり手伝いの人も大勢いたという家へ私共と子供三人の家族が住み、それも一年足らずで長男が岐阜の学校へ行き、一昨年また次男も進学させましたので後には一番末の女の子一人になってしまいました。たった三人の家族で二十畳ものひろいいろいろのある板の間をとおって下に降り、洗い場にゆくまでにはまた土場を歩いて敷居を二つこしてゆくのです。かまどは土場にあり戸棚は上まで上らねばならず一日にその間を往復する距離を考えるならば驚くほどの数字が出ることは間違いありません。そしてお風呂も水の近くにあるため、またたくのに上ったり降りたり、一日中歩きとおしてもなお手のまわらない有様で、夜何もかもかたづけて座る頃には、金山から長洞の峠をこしてきた時より、もっともっと疲れてしまい、つまりらぬ労力のため本をよむひまも、ラジオをさくひまもない、という仕末でした。そこでつくづく無駄な時間のために自分の修養の時間の割かれるのを考え、思いきって台所の改善をすることにしました。材料は家にあるのを使いどこ家庭でも出来る程度で次のように設計しました。

台所だけつきだしたため、三方ガラス戸にしましたので非常に明るく家の構造上朝日はあたりませんが、西日が少しでも入るようになりました。働きよいことは言うまでもありません。上ったり降りたりする労力がはぶけ、板じきにしましたので埃がたたく、清潔の点からいっても申し分ありません。水は山合の谷水を樋でとりタンクに入れて洗面所、浴室、台所と三ヶ所へ水道式にとりつけコックで自由に水の出るようにしました。これで湯桶けに水をくみこむ必要がなく、その間ちょっとした繕い物が出来ます。

以上のような改善をしたため、夕食の後かたづけもすぐ終わり、ラジオを聞いたり、本を読んだり、繕い物をする時間がかなり沢山得ることができました。

近来近くの方でぼつぼつと台所を改善する家が増えてきましたことは、本当に喜ばしいことと思っています。主婦の生活の中心になっているのは、食の問題であります。食生活を計画合理的にして食に費やす時間を短くし、少しでも修養の時間を作り生活の向上を図りたいと願っています。」

4. まとめにかえて

以上、岐阜県武儀郡菅田町公民館を事例として、戦後初期の具体的な地域における公民館の事業内容の一端を垣間見てきた。

一般に、戦後初期の公民館構想は、戦後日本の再建を担う国民形成を、「国家のために」、「国家に依存しない」「自力更正の自治」のもとに進めるための「権力の上からの意図の伝達機関として」意図されたものであり¹⁷⁾、その意味で戦前の自治民育的社会教育観の残骸が内包され、全体として、国家形成にとって必要な国民的資質の上からの形成という啓蒙的限界がそこに少なからず存在していた点が批判される¹⁸⁾。

しかし、一方では、初期公民館構想が国家の必要のために上から移入された施策であったとしても、それが機能するためには、その地域によってささえられ、受け入れられる基盤があってのことだとも考えられる¹⁹⁾。事実、当時を生きた地域の住民の姿に目を移してみると、そこには、「敗戦後しばらくつづく混迷のなかで、家のたてなおし・むらの復興・生活の安定を願う」²⁰⁾ 住民の生活実態に即した「リアルな生活要求」が存在していたのではないかと。そうした住民の「リアルな生活要求」と初期公民館構想とがひびきあう基盤が、双方の論理のなかに伏在していたのではないかとと思われるのである。戦後初期の社会教育論、それが政策化されたものとしての初期公民館構想に内在する自治民育的社会教育観、あるいは、啓蒙的限界（「負」の側面）を批判するばかりでは、当時の厳しい生活実態のなかで、地域課題の解決を進め、自らの生活を切り開いてきた住民の姿や感情・意識を十分に救

済することができないのではないだろうか。

以上の仮説を実証するためには、とくに、初期公民館の事業内容・方法の分析を中心に、地域における社会・生活構造や住民の生活実態に関する精細な分析、地域住民の自主的な自治活動の実態とそこに底流する民衆意識も含めて地域の住民の生活史的研究を進め、具体的な地域において、国家（政策）の論理と住民の生活の論理がどう対抗し、あるいは、どう結合し、実際に機能していたのかを、「国家・理念・政策・制度レベル」の動向と「住民のリアルな生活要求」を基盤とした地域の実態との両面から、「複眼的」（小林文人）に分析することが必要となってくるだろう。

注)

- 1) 例えば、小川利夫・新海英行編『GHQの社会教育政策—その成立と展開—』大空社、1990年、同編『日本占領と社会教育—資料と解説—』大空社、1990年、新海英行監訳『J. M. ネルソン著 占領期日本の社会教育』大空社、1990年など。
- 2) 名古屋大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究年報』創刊号、1977年を参照。
- 3) 小川利夫「共同研究・東海戦後社会教育史によせて」東海社会教育研究会『東海社会教育 特集：占領下岐阜県社会教育の証言』1987年。
- 4) 勝田守一『教育学』青木書店、1958年、p.49。
- 5) 島田修一・笹川孝一「長野県連合青年団運動史研究」津高正文編『地方社会教育史の研究』東洋館出版社、1981年、p.109。
- 6) 碓井岑夫「地域における『新教育』理論の受容過程について」国立教育研究所編『戦後教育改革資料の調査研究』1985年、p.97。
- 7) 岐阜県教育委員会社会教育課『公民館運営の参考』（昭和25年6月の稿）。以下、とくに、注を付しているもの以外、菅田町公民館に関する記述は、本資料に基づいた。
- 8) 「菅田町公民館条例」（ガリ版刷り文書）。
- 9) 「菅田町公民館の組織と運営」（ガリ版刷り文書）。
- 10) 菅田町公民館運営審議会、菅田町公民館図書部長「図書館の閲覧規則」（昭和24年9月15日、ガリ版刷り文書）。
- 11) 菅田町公民館長「夜間開館について」（昭和24年11月10日、ガリ版刷り文書）。
- 12) 家畜クラブ「家畜研究クラブ規程」（ガリ版刷り文書）。
- 13) 同前。
- 14) 菅田町結婚改善委員会「公民館式結婚について」（ガリ版刷り文書）。以下、「公民館式結婚」に関する記述は、本資料に基づいた。
- 15) 「農業日誌について」岐阜県教育委員会社会教育課『公民館運営の参考』（昭和25年6月の稿）所収。以下、「農業日誌」に関する記述は、本資料に基づいた。
- 16) 長尾信子「わが家の台所改善について」岐阜県教育委員会社会教育課『公民館運営の参考』（昭和25年6月の稿）所収。以下、「台所改善」に関する記述は、本資料に基づいた。
- 17) 佐藤三三『『村づくりと社会教育』の戦後史（1）』『弘前大学教育学部紀要』第47号、1982年、千野陽一「初期公民館活動の性格」小川利夫編『現代公民館論』東洋館出版社、1965年。
- 18) 例えば、小川利夫「歴史的イメージとしての公民館—いわゆる寺中構想について—」小川利夫編『現代公民館論』東洋館出版社、1965年など。
- 19) こういった視点については、片桐芳雄「教育における地域史と社会史」『〈教育を拓く〉』No. 5、新評論、1985年、p.3を参照。
- 20) 千野陽一「初期公民館活動の性格」小川利夫編『現代公民館論』東洋館出版社、1965年。